

◇児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容（案）

（1）背景、趣旨

- ・計画策定の背景と目的
枚方市子ども・子育て支援事業計画
施策目標5 子育てと仕事の両立
5－（2）放課後児童対策の充実
- ・計画の位置づけ、計画の期間
枚方市子ども・子育て支援事業計画との整合性
放課後子ども総合プランにおける一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室

（2）基本方針

- ・児童の放課後のありかたに関する基本的な考えかた
子どもにとって望ましい「放課後」とは
3間の確保
- ・児童の自主性、自己決定権を尊重

（3）これまでの取り組み

- ・児童の放課後の過ごし方に関する調査結果

（4）枚方市の現状と課題

- ①留守家庭児童会室の現状
 - ・留守家庭児童会室入室希望児童の増加
 - ・放課後児童支援員、放課後児童准支援員の確保
 - ・留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査から見た児童及び保護者の利用実態やニーズの把握
- ②放課後自習教室の現状
 - ・児童の放課後対策（全児童を対象とする放課後の活動）と、放課後自習教室について
- ③枚方子どもいきいき広場の現状
- ④地域における子育ての現状
 - ・地域住民、大学生など様々な人材の協力

（5）目標等、具体的方策、取り組み

（（＊）は、国が示した市町村行動計画に盛り込むべき内容のうち、必要な項目を示している。）

- ①放課後児童クラブ（留守家庭児童会室事業）について
 - ・整備計画及び運営について
 - ・枚方市子ども・子育て支援事業計画との整合を図る
 - ・放課後児童クラブの目標事業量の設定・・・（＊（2）－①）

②放課後子供教室事業の実施

- ・放課後自習教室の実施（所管：教育指導課）
- ・放課後子ども教室の実施方法及び運営形態と運営マニュアル
- ・放課後子ども教室実施要綱、手引きについて、安全・安心の確保
- ・余裕教室の活用、体育館、校庭、学校図書館、特別教室等の一時的な利用
- ・放課後子供教室の目標事業量の設定・・・（＊（２）－①）
- ・放課後子供教室の整備計画・・・（＊（２）－③）

③放課後児童クラブ（留守家庭児童会室）と放課後子供教室の一体的な実施の推進

- ・すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動に参加できるようにする。
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の達成されるべき目標事業量
・・・（＊（２）－②）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策・・・（＊（２）－④）

④地域で子どもを育てる環境の醸成について

（６）計画の推進体制と役割

（（＊）は、国が示した市町村行動計画に盛り込むべき内容のうち、必要な項目を示している。）

- ・児童の放課後対策審議会
- ・児童の放課後対策検討委員会（幹事会）
- ・児童の放課後対策に関する基本計画の推進指標と進捗管理
- ・教育委員会での関係部署との連携
- ・小学校の余裕教室等の留守家庭児童会室及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策・・・（＊（２）－⑤）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策・・・（＊（２）－⑥）

（参考）行動計画策定指針について

（１）国の指針

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」次世代育成支援対策

（２）「放課後子ども総合プラン」（抜粋）

市町村行動計画に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に関する取り組み